事務所通信(29年９月)

平成30年以降の配偶者控除の見直し

　今話題の、平成30年分以降の配偶者控除及び配偶者特別控除の要件が変更になります。働き方にどのような影響があるでしょうか。

　配偶者の給与収入によって、下記の図のような「壁」があります。平成30年からの配偶者控除の見直しとは、この図の141万から150万のところに当たります。



　そのため、配偶者が150万円までは働いても税金がかからないと勘違いしそうですが、配偶者の所得税や社会保険の取り扱いには変更がないため、頑張って働いても社会保険料等で、配偶者本人や世帯の手取りが減少するという逆転現象も起こりえます。

　それでは、今回の改正によってメリットのある人とはどの様なケースなのでしょうか。あなたの年収が1,220万円以下で、配偶者の年収が141万以上201.6万円未満の場合、配偶者特別控除が適用になったため、あなたの税金は減税となります。一方、あなたの年収が1,120万円を超え配偶者の年収が103万円以下の場合、配偶者控除額に段階が設けられたことにより、あなたの税金は増税となります。

　つまるところ、高所得者で専業主婦という世帯には厳しい世の中になってきましたね。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（よ）